

# 市営自転車駐車場管理業務委託仕様書

鯖江市都市整備部都市計画課

- 1 業務の名称  
市営自転車駐車場管理業務委託
- 2 履行場所 鯖江市旭町1丁目他 地係  
市営自転車駐車場 鯖江駅前自転車駐車場  
鯖江駅東自転車駐車場  
神明自転車駐車場  
西鯖江自転車駐車場
- 3 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容
  - (1) 駐輪場内の清掃、自転車の整理および放置自転車の処理
    - ・鯖江駅前自転車駐車場（月曜日～土曜日）
    - ・鯖江駅東自転車駐車場（月曜日～土曜日）  
鯖江駅前と鯖江駅東の駐輪場は合計で3時間作業を行なうこと。  
（午前6時30分～午前9時30分）
    - ・神明自転車駐車場（月曜日～金曜日）
    - ・西鯖江自転車駐車場（月曜日～金曜日）  
神明駅と西鯖江駅の駐輪場は合計で2時間作業を行なうこと。
  - (2) 放置自転車の処分（年2回）
    - ・駐輪場4箇所の放置自転車の廃棄処分、警告書貼付
    - ・警告書は1ヶ月以上動かした形跡のない自転車に随時貼付し、貼付した日付が分かるようにすること。
    - ・放置自転車の廃棄処分については、鯖江市都市計画課の指示に基づき、共同して実施すること。
  - (3) その他
    - ・駐輪場の運営に支障がない限り、駐輪場は年中無休とし、開設時間は0時から24時までとする。
    - ・祝祭日・休日において、鯖江市の指示に基づき、業務をおこなうこと。
    - ・施設内外のゴミ、汚物、危険物、空き缶等の処分をすること。
    - ・鯖江駅東広場、駐輪場、連絡通路等の器物破損等を発見した場合は鯖江市へ連絡すること。
    - ・年末年始において、令和8年12月29日から令和9年1月3日の間は、業務を休止するものとする。

- ・作業員は、施設の利用者に対し、迷惑を及ぼすことのないよう注意を払うこと。また、施設を損傷しないように注意し、移動した物品、借用した器具等は清掃後元に戻し、整理整頓に務めること。

## 5 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、業務に着手すること。

ア 責任者および現場ごとの作業員名簿

イ 年間作業計画

提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに協議書を提出し、承諾を得ること。

(2) 受託者は、毎月の業務が完了したときは、翌月15日までに業務実績報告書を提出し、業務の履行について鯖江市の検査を受けること。

- ・業務実績報告書は、整理業務について、従事した人物、日数、作業内容がわかるものとする。
- ・1回/月程度の写真を添付し、撮影日、従事前と従事後の状況がわかるようにすること。

(3) 受託者は、業務履行に当たり、受託施設ごとに次の業務記録を作成し、要請があった場合には速やかに提出しなければならない。

- ・放置自転車処理状況
- ・その他、鯖江市が指示するもの

## 6 業務委託料の支払い

業務委託料は、管理業務委託期間中、業務実績にもとづき月ごとに支払う。

## 7 その他

(1) この仕様書に記載のない突発的な事項、記載内容の変更または記載内容に疑義が生じた場合は、鯖江市と受託者が協議のうえ決定する。

(2) 作業員、作業現場の安全確保に十分留意すること。これを怠るなどして第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担において、これを解決しなければならない。